

学術交流協定校との交換留学に係る派遣学生募集案内

1 交換留学生制度の概要

福井県立大学と4大学（中国・浙江財経学院、韓国・江陵原州大学校、韓国・全南大学校、中国・吉林大学）では、学術交流協定に基づく交換留学生制度を実施しています。この制度は、単位互換制度の一環でもあり、本学在学中に上記協定校において修得した単位が、本学において修得した単位として認定されます（※単位数等に制限がある。）。

2 出願資格等

(1) 出願資格

派遣時に本学に在籍する学生

(2) 授業料等

交換留学を受入れる大学（以下「受入れ大学」という。）の検定料、入学料、授業料および聴講料等は無料

(3) 開放科目等

福井キャンパス学生カウンター上に設置した各大学のシラバス等を参照すること
または、小浜キャンパス企画サービス室に問い合わせること

(4) 履修期間

原則として1年または1学期

(5) 交換留学生の数

1大学、1学期につき、3名を超えないものとする（ただし、中国・浙江財経学院、韓国・全南大学校のみ、5名を超えないものとする。）。

(6) 受入れ大学の授業における使用言語

原則として当該大学が所在する国の母国語を使用する。

(7) 受入れ大学の施設の利用

受入れ大学の施設・設備（付属図書館、食堂等）は、当該大学の学生と同等な立場で利用することができる。

(8) 留学に係る費用

受入れ大学までの渡航費、履修期間中における滞在費等は本人が負担すること

※ 海外留学派遣制度補助金

この制度を利用して留学した学生に対し、渡航費、宿舍費用等の一部を本学から補助する。

①人数 学部3年次生以上 3名以内

②補助基準 補助対象経費の1/2 限度額30万円

③応募者多数の場合は、選考を行う。

3 出願手続

留学希望者は、下記受付期間中に「交換留学生派遣学生願書」を福井キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出してください。

（※「交換留学生派遣学生願書」は福井キャンパス教育推進課および小浜キャンパス企画サービス室で配布します。）

受付期間：平成22年4月16日（金）～5月6日（木）

なお、留学希望者が複数の場合は、選考により順位を決定する。